

毎日のお仕事お疲れ様です。

税金は、納税者自身が自主的に期限内に納付をする「納期限内納付」が原則です。市民の皆様の生活を支える大切な市税等を有効に活用できるよう、納期限内の自主納付にご理解とご協力をお願いします。納期限を過ぎても納付していただけない方には、納期限内納税者との公平性を保つために、法律に基づいた滞納処分をしています。

今月の上旬には令和5年度国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税通知書を発送しました。納期限内の納付が出来ない事情がある方は、速やかに税務課収納整理係までご連絡下さい。

8月は「鹿児島県 県下一斉国保税滞納整理強化月間」です

国保税は、国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村において、平成30年度から8月と12月を「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

●取組の内容について

- (1) 電話や文書等による催促、納税相談など
- (2) 財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3) 広報活動の強化

●国保税の軽減について

国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、国保税が軽減されます。未申告の場合、所得の判定ができないため法定軽減が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により、前年より大幅に所得の減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて減額または免除されます。ただし、定年退職・自己都合退職の場合は、減免の対象外となります。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります（事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません）。手続きがない場合、職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預貯金口座から自動的に振替できます。納付忘れの防止や納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご活用ください。口座振替をご希望の方は、口座をお持ちの金融機関でお手続きください。

●滞納すると・・・

国保税が滞納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担（10割負担）していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

税金の納め忘れはございませんか

7月末時点で下記の税金が納付期限を迎えております。

軽自動車税	前期	令和5年5月31日
固定資産税	1期	令和5年5月31日
	2期	令和5年7月31日
市県民税	1期	令和5年6月30日
国民健康保険税	1期	令和5年7月31日
介護保険料	1期	令和5年5月1日
	2期	令和5年6月30日
後期高齢者保険料	1期	令和5年5月1日
	2期	令和5年6月30日

ご確認ください。



市役所では個別の事情は分かりません。納税相談は随時お受けしますので、納期限内納付が出来ない場合は ①早めの相談 ②納付計画の提示 をお願いします。
お問い合わせ先: 税務課収納整理係 (Tel 22-1111 内231、232) 気軽にお問い合わせください。

滞納処分について

○滞納処分とは

税金にはそれぞれの納期の期限が定められており、その期限を経過しても完納とならない場合、督促状を発送しなければなりません。

滞納処分とは、督促状を発送した日から起算して、10日を経過しても税金を完納しない場合、納期限内納税者との公平性を保つために、国税徴収法第47条に基づいて行います。主に預貯金や生命保険、給与、動産や不動産等を差押さえて、これを換価し、滞納税額に充当する一連の強制処分です。

※滞納処分は「できる」ものではありません。「しなければならない」ものです。
(国税徴収法第47条、地方税法第331条)

◆令和4年度滞納処分の状況

財産の種類		預貯金(定期含む)	給与	生命保険	その他	合計
差押	件数	878件	113件	101件	501件	1,593件
	金額	5,001,845円	1,155,516円	828,883円	3,521,166円	10,507,410円

(上の表は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの換価済分)

搜索について

【搜索】とは、滞納者に対して、滞納者の自宅内を徴税吏員が直接調査を行うもので、最低生活に必要なもの以外を差し押さえます。搜索は国税徴収法第142条により裁判所の許可(令状)は必要のない強制捜査で、滞納者の意思に関係なく実施します。